東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号。以下「危険物規則」という。）の一部を次のように改正する。

第六十条の二第四項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）」を「同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

（消防法施行規則の一部改正）

第二条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）」を「同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第四条の二第四項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」に、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第五条第一項」に、「東南海・南海地震に伴い」を「南海トラフ地震に伴い」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改める。

（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正）

第三条　石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号。以下「施設省令」という。）の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「同法第二条第二項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）」を「同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改める。

（総務省組織規則の一部改正）

第四条　総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三百十一条第十項第一号中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

（危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前に消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の二第一項の規定により認可を受けた予防規程のこの省令による改正前の危険物規則第六十条の二第四項各号に掲げる事項について定めた部分は、この省令による改正後の危険物規則第六十条の二第四項各号に掲げる事項について定めたものについては、この省令による改正後の危険物規則第六十条の二第四項各号に掲げる事項について定めた部分とみなす。

（消防法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行前に消防法第八条第一項及び第八条の二第一項（消防法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により作成された消防計画のこの省令による改正前の消防法施行規則第三条第六項各号に掲げる事項について定めた部分は、この省令による改正後の消防法施行規則第三条第六項各号に掲げる事項について定めたものについては、この省令による改正後の消防法施行規則第三条第六項各号に掲げる事項について定めた部分とみなす。

（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行前に石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十八条第一項の規定により作成された防災規程のこの省令による改正前の施設省令第二十六条第五項各号に掲げる事項について定めた部分は、この省令による改正後の施設省令第二十六条第五項各号に掲げる事項について定めたものについては、この省令による改正後の施設省令第二十六条第五項各号に掲げる事項について定めた部分とみなす。

○総務省令第百二十九号

首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）の施行に伴い、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三百十一条第十項中「（平成十四年法律第九十二号）及び」を「（平成十四年法律第九十二号）、」に改め、「（平成十六年法律第二十七号）」の下に「及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）」を加える。

附　則

この省令は、首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

○経済産業省令第六十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第三百七十号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃